

第3号様式

市有地売却の媒介に関する契約書

市有地売却の媒介に関する業務に関し、銚子市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、市有地売却の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、次に掲げる市有地（以下「市有地」という。）の売却を行うに
当たり、市有地の購入者（以下「購入者」という。）と甲の媒介を委託し、
乙はこれを受託するものとする。

物件番号	所在地番	地目	地積 (m ²)	売却価格 (円)

（業務の内容及び媒介報酬の支払い）

第2条 乙は、市有地の売却に当たり、協定書に基づき、購入者と甲との媒介
を行い、次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 普通財産譲渡申請書
- (2) その他甲が指示する必要書類

2 甲は、購入者から売買代金が納入され、所有権移転登記が完了した後、乙
からの請求に基づき媒介報酬を支払うものとする。

（媒介報酬の額）

第3条 前条第2項の媒介報酬の額は、協定書第10条第1項の定めにより算出
した額によるものとする。

（苦情紛争の処理）

第4条 乙は、甲に対し市有地売却の媒介を行うに当たり、第三者との間に苦
情又は紛争が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

（甲の解除権）

第5条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合には、この契約を解除するこ
とができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 媒介業務の処理が不相当と認められるとき

- (3) この契約を履行することができないと認められるとき
- (4) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例1号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは他人の不正な利益を図り、又は他人に損害を加える目的をもって、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項第4号から第7号に関し確認を行うため、甲が銚子市暴力団排除条例第9条第2項の規定に基づき、警察その他の関係機関に対し照会等を行うことについて乙は了承する。

（費用の負担）

第6条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（媒介契約の有効期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から平成 年 月 日までとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の履行に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 銚子市若宮町1番地の1
銚子市
銚子市長 越 川 信 一

乙